（2026.01）

REVICareer
レビキャリ

REVICareer 個人登録時の提出書類について

１．本人確認書類

以下のいずれか１つをご準備ください。

- □ **運転免許証の写し**※1
- □ **マイナンバーカード表面の写し**※2
- □ **旅券（パスポート）の写し（顔写真ページと所持人記入欄［氏名・現住所の記載］）**※3
- □ **在留カードの写し**※1
- □ **運転経歴証明書の写し**※1
- □ **特別永住者証明書の写し**※1

〈注意事項〉

※1：氏名、住所（住居地）の変更がある場合は、変更後の氏名、住所（住居地）が記載されたものをご提出ください。

※2：マイナンバー記載面（カード裏面）は提出不要です。ご提出された場合は事務局で破棄させていただきます。
またマイナンバー制度の「通知カード」は本人確認書類としてお取り扱いできません。

※3：旅券（パスポート）は、2020 年 2 月 3 日以前に発給申請し交付された「日本国パスポート（現住所が記載されたもの）」に限ります。

２．大企業の所属を証明する書類

【勤務中の方】

（１）大企業又は大企業の連結子会社に勤務中の方

【A】又は【B】のいずれかの書類をご準備ください。

【A】１つ

- □ **在籍証明書等（所属先大企業又は大企業の連結子会社が本人の在籍を証明する書類）の写し**※4

〈注意事項〉

※4：押印のない証明書（在籍証明書等）をご提出の場合は、別途ご連絡ください。

【B】いずれか２つ

- □ **所属先大企業が支給した直近２カ月分の給与明細の写し**
  （給与明細に所属先大企業名又は大企業の連結子会社名の記載がない場合は、直近の源泉徴収票＋直近の給与明細）
- □ **社員証の写し（所属先大企業名又は大企業の連結子会社名の記載があるもの。顔写真の有無は問いません。）**
- □ **名刺の写し**
  （所属先大企業又は大企業の連結子会社の名称・住所・電話番号・メールアドレスの記載があるもの）

上記に加え、必要に応じて追加書類のご提出をお願いする場合もございます。

関係企業に勤務中の方は、次ページをご確認ください。

大企業を退職後５年以内の方は、３ページをご確認ください。

（２）大企業又は大企業の連結子会社に勤務していた方で、令和３年２月25日以降に大企業又は大企業の連結子会社を退職し、当該大企業の関係企業に勤務中の方

大企業又は大企業の連結子会社を退職されたことを確認できる書類として【Ａ】をご準備ください。

また、関係企業に勤務中であることを確認できる書類として【Ｂ】又は【Ｃ】のいずれかの書類と【Ｄ】をご準備ください。

※　必要書類の提出パターンは以下のとおりです（①または②の組み合わせでご準備ください）。

①　【Ａ】＋【Ｂ】（１つ）＋【Ｄ】

②　【Ａ】＋【Ｃ】（いずれか２つ）＋【Ｄ】

【Ａ】１つ

- □ **退職証明書（所属されていた大企業又は大企業の連結子会社が本人の退職を証明する書類）の写し**※5
- □ **退職所得の源泉徴収票の写し**
- □ **給与所得の源泉徴収票の写し（所属されていた大企業又は大企業の連結子会社の名称・退職日の記載があるものに限る）**
- □ **退職辞令の写し**
- □ **雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（離職票）の写し**
- □ **雇用保険受給資格者証の写し**

〈注意事項〉

上記の書類は、氏名・所属されていた大企業又は大企業の連結子会社の名称・退職日（離職日）の記載があり、退職日以降に発行された書類に限ります。

※5：押印のない証明書（退職証明書等）をご提出の場合は、別途ご連絡ください。

【Ｂ】１つ

- □ **在籍証明書等（所属先大企業又は大企業の連結子会社が本人の在籍を証明する書類）の写し**※6

〈注意事項〉

※6：押印のない証明書（在籍証明書等）をご提出の場合は、別途ご連絡ください。

【Ｃ】いずれか２つ

- □ **所属先大企業が支給した直近２カ月分の給与明細の写し**
  （給与明細に所属先大企業名又は大企業の連結子会社名の記載がない場合は、直近の源泉徴収票＋直近の給与明細）
- □ **社員証の写し（所属先大企業名又は大企業の連結子会社名の記載があるもの。顔写真の有無は問いません。）**
- □ **名刺の写し**
  （所属先大企業又は大企業の連結子会社の名称・住所・電話番号・メールアドレスの記載があるもの）

【Ｄ】１つ

- □ **勤務中の企業が【Ａ】で確認できる企業の関係企業であることがわかる書類**※7

＜注意事項＞

※7：勤務中の関係企業の会社概要・法人税確定申告書の別表２・株主名簿等の写し（勤務中の関係企業の発行済株式の総数又は出資金額の総額の５分の１以上が【Ａ】で確認できる企業（大企業の連結子会社の場合は当該大企業）の所有に属していることがわかるもの）を１つ、又は【Ａ】で確認できる企業から勤務中の企業に勤務することを命じられたことが確認できる書類（異動辞令、出向辞令、転勤命令等）の写しをご提出ください。

上記に加え、必要に応じて追加書類のご提出をお願いする場合もございます。

【退職後５年以内の方】

（３）令和３年２月25日以降に大企業又は大企業の連結子会社を退職後５年以内の方

以下のいずれか１つをご準備ください。

- □ **退職証明書（所属されていた大企業又は大企業の連結子会社が本人の退職を証明する書類）の写し**※8
- □ **退職所得の源泉徴収票の写し**
- □ **給与所得の源泉徴収票の写し（所属されていた大企業又は大企業の連結子会社の名称・退職日の記載があるものに限る）**
- □ **退職辞令の写し**
- □ **雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（離職票）の写し**
- □ **雇用保険受給資格者証の写し**

〈注意事項〉

上記の書類は、氏名・所属されていた大企業又は大企業の連結子会社の名称・退職日（離職日）の記載があり、退職日以降に発行された書類に限ります。

※8：押印のない証明書（退職証明書等）をご提出の場合は、別途ご連絡ください。

上記に加え、必要に応じて追加書類のご提出をお願いする場合もございます。

（４）大企業又は大企業の連結子会社に勤務していた方で、令和３年２月25日以降に大企業又は大企業の連結子会社を退職し、当該大企業の関係企業に勤務していた方で、当該関係企業を退職し、退職後５年以内の方

大企業又は大企業の連結子会社を退職されたことを確認できる書類として【A】をご準備ください。

また、関係企業を退職したことを確認できる書類として【B】のいずれかの書類と【C】をご準備ください。

【A】１つ

- □ **退職証明書（所属されていた大企業又は大企業の連結子会社が本人の退職を証明する書類）の写し**※9
- □ **退職所得の源泉徴収票の写し**
- □ **給与所得の源泉徴収票の写し（所属されていた大企業又は大企業の連結子会社の名称・退職日の記載があるものに限る）**
- □ **退職辞令の写し**
- □ **雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（離職票）の写し**
- □ **雇用保険受給資格者証の写し**

〈注意事項〉

上記の書類は、氏名・所属されていた大企業又は大企業の連結子会社の名称・退職日（離職日）の記載があり、退職日以降に発行された書類に限ります。

※9：押印のない証明書（退職証明書等）をご提出の場合は、別途ご連絡ください。

【B】１つ

- □ **退職証明書（所属されていた大企業又は大企業の連結子会社が本人の退職を証明する書類）の写し**※10
- □ **退職所得の源泉徴収票の写し**
- □ **給与所得の源泉徴収票の写し（所属されていた大企業又は大企業の連結子会社の名称・退職日の記載があるものに限る）**
- □ **退職辞令の写し**
- □ **雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（離職票）の写し**
- □ **雇用保険受給資格者証の写し**

〈注意事項〉

上記の書類は、氏名・所属されていた関係企業の名称・退職日（離職日）の記載があり、退職日以降に発行された書類に限ります。

※10：押印のない証明書（退職証明書等）をご提出の場合は、別途ご連絡ください。

【C】１つ

- □ **退職した企業が【A】で確認できる企業の関係企業であることがわかる書類**※11

＜注意事項＞

※11：退職した関係企業の会社概要・法人税確定申告書の別表２・株主名簿等の写し（退職した関係企業の発行済株式の総数又は出資金額の総額の５分の１以上が【A】で確認できる企業（大企業の連結子会社の場合は当該大企業）の所有に属していることがわかるもの）を１つ、又は【A】で確認できる企業から退職した企業に勤務することを命じられたことが確認できる書類（異動辞令、出向辞令、転勤命令等）の写しをご提出ください。

上記に加え、必要に応じて追加書類のご提出をお願いする場合もございます。

【その他】

（５）（１）から（４）に準ずる者として機構が相当と認める方

大企業、連結子会社及び関係会社であることがわかる書類がご準備できない場合、レビキャリお問い合せフォームにご連絡をお願いいたします。

https://www.revicareer.jp/inquiry/

以上